



実証事業が始まります。

除染土の“再利用”

2016年、環境省は福島原発事故によって発生した大量の除染土を全国の公共事業に再利用する方針を策定しました。国際環境NGO FoE Japanの事務局長・満田夏花さんは、安全性や責任の所在、住民の理解などに疑問を投げかけています。



国際環境NGO FoE Japan 理事／事務局長
満田 夏花 (みつた かんな) さん

2009年より国際環境NGO FoE Japanにて開発金融や環境問題に取り組む。3・11以降は、福島原発事故被災者の権利を守るために活動、脱原発・持続可能なエネルギー政策に向けた活動に従事。

除染土を公共事業の建設資材に

環境省は、原発事故後に福島県内の除染で生じた土壌（除染土）のうち、放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものを全国の道路や防波堤工事などの公共事業や土地造成に再利用する方針を立てています。しかし、環境省のアンケート（図1）をみると、この内容について「知っている」と回答した人は関東地方で17%以下、福島県内でも40%以下と低い数字であり周知されていません。

「市民への説明や議論がきちんとされないまま、再利用を進めるのはおかしいと思います」と話すのは、環境NGO FoE Japan事務局長の満田夏花さん。

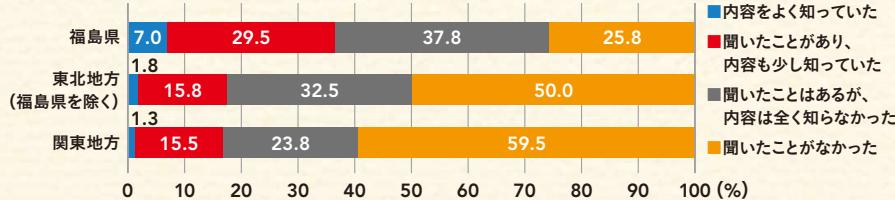
もともと福島原発の事故前は、100Bq/kg以上（セシウム換算）のものは「放射性廃棄物」として発電所などの敷地内で管理することが定められていました。しかし、事故後に制定された「放射性物質汚染対処特措法」により、現在は8,000Bq/kg以下のものは通常ゴミとして埋め立て処分できるようになっています。

「8,000Bq/kg以下であれば、除染土を建設資材として再利用しても作業者の被ばく量が年間1mSv以下に抑えられると行政は試算しています。しかし、事故前の基準から80倍もの物を公共事業に使うことを認めていいのでしょうか」と満田さんは訴えます。

再利用の際には、追加被ばく線量を低減するために土で覆うことになっていますが、豪雨や津波などの災害で流されたりした場合の影響も心配されます。

2019年3月時点で、福島県内の除染土は約1,400万m³。「環境省はその8割が再利用できるとし、中間貯蔵施設に運び入れる除染土の量を減量したいと説明しています」

■(図1)「知られていない」除染土の再生利用計画



環境省ウェブアンケート「あなたは除去土壌の再生利用について、その内容をどの程度ご存知でしたか?」。第2回中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会コミュニケーション推進チーム(2018年12月10日)参考資料1より抜粋

放射性物質が各地に拡散するおそれ

現在すでに、帰還困難区域である飯舘村長泥地区で除染土を農地造成に再利用する実証事業が始まっています。「飯舘村から集められた除染土で農地をかさ上げして、その上を50cmほど土で覆い、花などの作物を育てて放射性物質の移行を確認する予定です。周辺住民の思いは複雑で、住居まわりの除染計画とセットで提案されたために受け入れざるをえなかった事情があると聞いています」

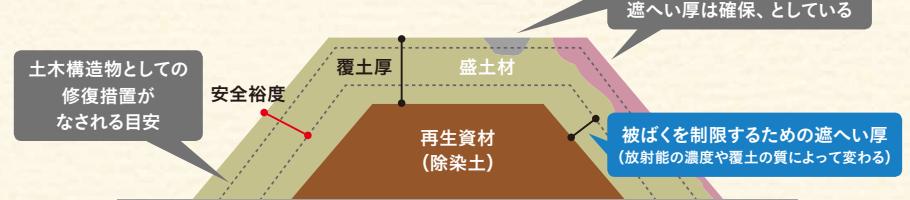
福島県二本松市や南相馬市小高地区でも計画がありました。最初は一部の住民にしか知られていませんでした。「実験といいながら永久に除染土を置くことになる」など周辺住民から強い反対の声があがり、計画は進んでいません。

「もし全国で公共事業や農地造成に使われることになれば、放射性物質が各地に拡散してしまう。8,000Bq/kgの土壌が、事故前からの基準である100Bq/kg以下に減衰するまでに約170年もかかりますが、長期的な管理や責任体制は曖昧なままで。FoEとしては、放射性物質は集中管理するべきだと考えています」

さらに、福島県外の汚染状況重点調査地域で出た除染土については、基本的に埋め立て処分することが検討されています。こちらも栃木県や茨城県での実証事業が進められているところです。

満田さんは「国が一方的に決めるのではなく、段階的にていねいな説明やオープンな議論をつくし考えるべき問題です。みなさんが住む地域も、除染土の再利用と無関係ではないかもしれません。ぜひ関心をもってほしいと思います」

■(図2)環境省による除染土の再利用イメージ



環境省「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」資料より作成。

Q 放射能検査状況について

青果	326 (2)	2検体のれんこん (2品とも3.0Bq/kg)から放射能が自主基準内で検出されました。
しいたけ	19 (14)	生しいたけ (4.3~11Bq/kg)と、岩手県産乾しいたけ (6.6Bq/kg)から放射能が自主基準内で検出されました。
他のきのこ類	48 (0)	2018年度も放射能の検出はありません。
米・米飯類	12 (0)	2018年産米の検査は、28産地30検体の玄米で検査し、栃木こしひかり (4.4Bq/kg)から放射能が自主基準内で検出されました。白米で再検査したところ不検出でした。2019年産米の検査が始まりましたが、栃木こしひかりの検査は未実施です。供給前に検査する予定です。 ※放射能の多くはぬか部分に蓄積します。検出された栃木こしひかりは白米でのお届けとなります。

2019年度の検査数(カッコ内は検出件数)
2019年10月2日現在

総計: 1813 (16)

不検出率: 99.0%

2018年度の検査数 総計: 3943 (47) 不検出率 98.8%

牛乳、肉、卵	39 (0)	産地ごとに定期的に検査しており、2018年度も放射能の検出はありません。
魚介類	112 (0)	2018年度も放射能の検出はありません。
飲料水・飲料	41 (0)	2018年度も放射能の検出はありません。
乳幼児用食品	155 (0)	2018年度、検出下限値1Bq/kgで検査を行い、冷凍さつまいもスティック (1.2Bq/kg)から自主基準内で検出されました。
その他加工食品	1061 (0)	2018年度も放射能の検出はありません。

※乳幼児用食品のみ検出下限値1Bq/kg、その他は検出下限値3Bq/kg。



●毎回の「放射能関係のお知らせ」は
インターネットに掲載しています。
●インターネットから見られない方は
こちらにお問い合わせをお願いします。

パルシステム東京・パルシステム神奈川・ゆめコープ・パルシステム千葉・パルシステム埼玉・
パルシステム茨城 栃木・パルシステム福島・パルシステム静岡・パルシステム新潟ときめき
パルシステム問合せセンター

0120-868-014

※お問い合わせ内容の確認とサービス向上のために、通話の内容を録音しております。

パルシステム山梨

甲府センター 0120-28-5891 高崎センター 0120-60-5118
西桂センター 0120-32-1061 渋川センター 0120-36-3315
一宮センター 0120-21-9898 東毛センター 0120-63-3735

※センターによって、携帯電話からはご利用できない場合があります。